

受付

令和 年 月 日

様分

令和5年度  蕨市

# おくやみ手続きガイド

この度は、ご親族様の逝去にあたり、謹んでお悔やみ申し上げます。  
死亡届に関連する手続きにつきましてご案内いたします。  
本ガイド及び必要書類等をご確認・ご用意のうえ、市役所1階・  
市民課までご来庁ください。

※10月10日より、事前のご予約で市役所内の手続きが一か所でできる  
「おくやみ窓口」が利用できます（3開庁日前から予約可：048-430-7827）。

※来庁者様のご本人確認をしています。マイナンバーカード、免許証、  
保険証等をお持ちください。

※お亡くなりになられた方の印鑑登録証、マイナンバーカード、  
（国保・後期・介護）被保険者証等がありましたらお持ちください。  
見当たらない場合は、その旨お伝えください。

※市民課では番号札の順番でお呼びしています。発券機がありますので  
「住所変更・戸籍届出」をタッチして番号札をお取りください。

2023年10月10日時点

## 【 目次 】

住民登録・年金	…	1 ページ
国民健康保険	…	2～3
後期高齢者医療制度	…	4
介護保険・高齢者福祉	…	5
子ども（児童福祉）	…	6
子ども（奨学金）	…	7
障害者福祉（身体・知的）	…	7
障害者福祉（精神）	…	8
ご遺族の健康相談	…	8
固定資産税	…	9
個人市県民税・原動機付自転車	…	10
納税	…	11
区画整理	…	12
水道	…	12
文化財	…	13

住民登録

チェック欄		主な手続きの種類	内容	必要なものなど	期間
要	済				
		世帯主の変更	お亡くなりになられた方が3人以上の世帯の世帯主であった場合、同一世帯の方は新しい世帯主を誰にするかの手続きが必要です。	届出人の本人確認資料 (マイナンバーカード・運転免許証・パスポート等)  ※同一世帯以外の方が届出の場合は委任状	速やかに

お問い合わせ先 048-433-7751 (市民課)

年金

チェック欄		主な手続きの種類	内容	必要なものなど	期間
要	済				
		国民年金	国民年金に加入されていた、もしくは国民年金を受給されていた方がお亡くなりになられた場合、手続きが必要です。 詳しくは担当までお問い合わせください。		速やかに

お問い合わせ先

年金全般について 048-831-1638 (浦和年金事務所：さいたま市浦和区北浦和5-5-1)

国民年金のみ加入・受給していた方 048-433-7711 (市民課 年金担当)

国民健康保険					
チェック欄		主な手続きの種類	内容	必要なものなど	期間
要	済				
		国民健康保険の脱退	国民健康保険の被保険者がお亡くなりになられた場合、同一世帯の方、または代理の方の届出が必要です。	保険証（同一世帯の国民健康保険加入者全員） 届出人の本人確認資料（マイナンバーカードまたはマイナンバーがわかるものと官公署発行の顔写真付証明書）※1	14日以内
		家族の国民健康保険加入の手続き	亡くなられた方が職場の健康保険に加入し、家族を扶養していた場合、その家族（被扶養者）が国民健康保険に加入する手続きが必要です。	届出人の本人確認資料（マイナンバーカードまたはマイナンバーがわかるものと官公署発行の顔写真付証明書）※1	14日以内
		国民健康保険の世帯主変更	国民健康保険の被保険者の属する世帯の世帯主がお亡くなりになられた場合、同一世帯の方の届出が必要です。	保険証（同一世帯の国民健康保険加入者全員） 届出人の本人確認資料（マイナンバーカードまたはマイナンバーがわかるものと官公署発行の顔写真付証明書）※1	14日以内
		口座振替変更の手続き	亡くなられた方の名義で保険税を口座振替していた場合、振替口座の変更が必要です。	届出人の本人確認資料 新しく口座名義人になれる方の金融機関のキャッシュカード ※2	納期限のおよそ1か月前

※1 単身世帯の方がお亡くなりになられた場合を除き、代理人が申請する場合は委任状(任意の様式)が必要です。

※2 一部キャッシュカード（IC専用カード、家族カード）は使用できない場合がありますので、利用可否については各金融機関へお問い合わせください。

なお、市役所で手続きができるのはペイジー口座振替受付サービスで手続きができる金融機関のキャッシュカードをお持ちの場合に限ります。

国民健康保険

チェック欄		主な手続きの種類	内容	必要なものなど	期間
要	済				
		葬祭費の支給申請	被保険者がお亡くなりになられた場合、申請により葬祭を行った方(喪主)に対して5万円が支給されます。	死亡者の保険証 会葬礼状または葬儀費用の領収書の原本 喪主の振込先口座がわかるもの	葬祭を行った日の翌日から2年以内
		医療費等の相続手続き (世帯主がお亡くなりになられた場合)	故人に対して発生した保険税の納税義務者や還付の振込先及び、高額療養費等の振込先を、相続人代表者に変更する手続きです。 また、死亡に伴い変更になった保険税をお知らせする等の通知の送付先を登録します。	相続人代表者の振込先口座がわかるもの 手続きによって必要書類が異なりますので詳しくはお問い合わせください。	速やかに ※3

※3 相続人代表者あてに通知ができるようになりますので、早めの届出が望ましいです。

お問い合わせ先

国民健康保険の脱退・世帯主変更等について 048-433-7712 (市民生活部 医療保険課 国民健康保険担当)

葬祭費・医療費等の相続手続き(世帯主がお亡くなりになられた場合)について

048-433-7736 (市民生活部 医療保険課 医療費給付係)

後期高齢者医療制度

チェック欄		主な手続きの種類	内容	必要なものなど	期間
要	済				
		葬祭費の支給申請	被保険者がお亡くなりになられた場合、申請により、その葬祭を行った方（喪主）に5万円が支給されます。	死亡者の保険証 会葬礼状または葬儀費用の領収書の原本 喪主の振込先口座がわかるもの	葬祭を行った日の翌日から2年以内
		後期高齢者医療制度の相続手続き	故人に対して発生した保険料の納付義務者や還付の振込先及び、高額療養費等の振込先を、相続人代表者に変更する手続きです。 また、死亡に伴い変更になった保険料をお知らせする等の通知の送付先を登録します。	相続人代表者の振込先口座がわかるもの 相続人代表者の印鑑 届出人の印鑑	速やかに ※1

- ・振込先口座については通帳等をご準備ください。
- ・印鑑は朱肉を使うものをご持参ください。
- ・葬儀費用の領収書（原本）は喪主宛のものをご準備ください。

※1 療養費等の支給は2年以内となりますが、相続人代表者に通知ができるようになりますので、早めに届出ください。

お問い合わせ先

葬祭費の支給申請・後期高齢者医療制度の相続手続きについて

048-433-7503（市民生活部 医療保険課 長寿医療係）

介護保険

チェック欄		主な手続きの種類	内容	必要なものなど	期間
要	済				
		介護保険被保険者証等の返却	お亡くなりになられた方の介護保険被保険者証等をご返却ください。	お亡くなりになられた方の介護保険被保険者証等	速やかに
		相続人代表者の指定	お亡くなりになられた方の介護保険料の納付又は返還が発生する場合、手続きをされる相続人代表者の届出が必要です。	相続人代表者以外の方が手続きされる場合、その方の印鑑と代表者の方の印鑑	速やかに
		高額介護サービス費等の振込先口座の変更	お亡くなりになられた方が介護保険サービスを利用して高額介護サービス費等の該当（予定）になっている場合、振込先口座を相続人代表となる方に変更する手続きが必要です。	相続人代表となる方の振込先口座がわかるもの	速やかに

高齢者福祉

チェック欄		主な手続きの種類	内容	必要なものなど	期間
要	済				
		在宅要介護高齢者手当	左記のサービスを受給されている方がお亡くなりになられた場合、廃止する手続きとあわせ未支給分の振込先口座を相続人代表となる方に変更する手続きが必要です。	上段の「相続人代表者の指定」を参照	速やかに
		高齢者世帯及び重度障害者世帯 民間賃貸住宅家賃助成（高齢者分）		相続人代表となる方の振込先口座がわかるもの	
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・寝具乾燥等サービス</li> <li>・配食サービス</li> <li>・紙おむつ</li> <li>・緊急通報サービスまたは福祉連絡システム（機器の返却）</li> <li>・徘徊高齢者等家族支援サービス利用助成</li> </ul>	左記のサービスをご利用の方がお亡くなりになられた場合、廃止の手続きが必要です。詳しくは担当までお問い合わせください。		

お問い合わせ先      048-433-7835（健康長寿課 介護保険係）：上段  
 048-433-7756（健康長寿課 長寿支援係）：下段

子ども（児童福祉）					
チェック欄		主な手続きの種類	内容	必要なものなど	期間
要	済				
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 児童手当</li> <li>・ こども医療</li> </ul>	<p>左記の対象の子ども及び受給者（保護者）の方がお亡くなりになられた場合、手続きが必要です。 詳しくは担当までお問い合わせください。</p>		速やかに
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 児童扶養手当</li> <li>・ ひとり親家庭等医療費</li> </ul>	<p>18歳になった年の年度末（一定の障害がある場合は20歳）までの児童を養育している父または母がお亡くなりになられた場合には、児童扶養手当やひとり親家庭等医療費給付を受給できる場合があります。</p> <p>また、すでに受給している世帯の対象児童及び受給者（保護者）の方がお亡くなりになられた場合、手続きが必要です。 詳しくは担当までお問い合わせください。</p>		速やかに
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 交通事故及び不慮の災害による遺児扶養年金</li> </ul>	<p>交通事故や不慮の災害によって、父母やそのどちらかを亡くされた義務教育修了前の遺児を扶養している方に、年金を支給する制度です。 詳しくは担当までお問い合わせください。</p>		速やかに
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 母子厚生保障年金</li> </ul>	<p>配偶者と死別した義務教育修了前の児童を扶養している母子家庭の方に対して支給する制度です。 詳しくは担当までお問い合わせください。</p>		速やかに
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 教育、保育給付認定</li> <li>・ 施設等利用給付認定</li> </ul>	<p>お亡くなりになられた方が認定対象子どもと同一世帯である場合、手続きが必要です。 詳しくは担当までお問い合わせください。</p>		速やかに

お問い合わせ先

048-433-7757（子ども未来課）



子ども（奨学金）

チェック欄		主な手続きの種類	内容	必要なものなど	期間
要	済				
		奨学金貸付制度に係る返還免除手続き	奨学金貸付制度を利用された奨学生の方がお亡くなりになられた場合、返還を免除することができます。各種指定の様式による手続きが必要ですので、詳しくは担当までお問い合わせください。		速やかに

お問い合わせ先 048-433-7735（教育総務課）

障害者福祉

チェック欄		主な手続きの種類	内容	必要なものなど	期間
要	済				
		身体障害者手帳・療育手帳の返還	お亡くなりになられた方が身体障害者手帳・療育手帳をお持ちの場合、身体障害者手帳・療育手帳を返還する手続きが必要です。	受けているサービスによって異なるので、担当課にお問い合わせください。	速やかに

お問い合わせ先 048-433-7754（福祉総務課）

精神障害者保健福祉手帳・自立支援医療受給者証（精神通院医療）をお持ちの方

チェック欄		主な手続きの種類	内容	必要なものなど	期間
要	済				
		精神障害者保健福祉手帳の返還	お亡くなりになられた方が精神障害者保健福祉手帳をお持ちの場合、精神障害者保健福祉手帳を返還する手続きが必要です。	受けているサービスによって異なるので、担当課にお問い合わせください。	速やかに
		自立支援医療受給者証（精神通院医療）の返還	お亡くなりになられた方が自立支援医療受給者証（精神通院医療）をお持ちの場合、自立支援医療受給者証（精神通院医療）を返還する手続きが必要です。	受けているサービスによって異なるので、担当課にお問い合わせください。	速やかに

ご遺族の健康相談

チェック欄		主な手続きの種類	内容	必要なものなど	期間
要	済				
		ご遺族の健康相談	大切な方を亡くされたご家族の心身の不調について、保健師による面談や電話相談、精神科医等によるこころの健康相談などがあります。  詳しくは、蕨市保健センターのホームページ「成人健康・栄養相談の日程」、「保健師・栄養士による電話相談」、「こころの健康相談」、「流産・死産を経験された方へ」を御覧ください。		

お問い合わせ先

048-431-5590（保健センター：蕨市北町2-12-15）

税金（固定資産税）

チェック欄		主な手続きの種類	内容	必要なものなど	期間
要	済				
		現所有者の届出	<p>お亡くなりになられた方が所有されていた土地や家屋について、相続等による所有権の移転手続きが完了するまでの間は、現在お住まいであったり、直接管理されている方へ納税通知書等を送付させていただくこととなるため、現所有者を申告する手続きが必要です。</p> <p>（3か月以内に変更登記が行われる場合は、必要ありません。）</p> <p>【参考】相続登記の義務化について 令和3年民法・不動産登記法の改正により、令和6年4月1日から相続登記は義務化されます。 詳しくは、さいたま地方法務局（☎048-851-1000 代表）までお問い合わせください。</p>	固定資産現所有者 申告書	なるべく速やかに
		共有資産の代表者の届出	<p>お亡くなりになられた方が、共有名義でお持ちの不動産に係る納税義務者の代表者であった場合は、代表者を変更する手続きが必要です。</p>	共有資産に係る納税義務者の代表者変更届	なるべく速やかに
		未登記家屋の所有者の届出	<p>お亡くなりになられた方が所有されていた家屋が、未登記（登記後の増改築や用途変更が未登記である場合も含まれます。令和6年3月31日までは登記は義務ではありません。）であった場合には、所有者の変更手続きが必要です。</p>	未登記家屋異動届 遺産分割協議書 （遺産分割協議書が無い場合は「理由書」） 被相続人の戸籍謄本	なるべく速やかに

お問い合わせ先

048-433-7708（税務課固定資産税係）

税金（個人市県民税）					
チェック欄		主な手続きの種類	内容	必要なものなど	期間
要	済				
		相続人代表者指定届	お亡くなりになられた方が、蕨市の個人市県民税の納税義務者であった場合には、お亡くなりになられた方の納税通知書等の書類を受領される相続人代表者の届出が必要となる場合がありますので、担当までお問い合わせください。		相続人代表者が決まり次第、速やかに

お問い合わせ先

048-433-7707（税務課市民税係）

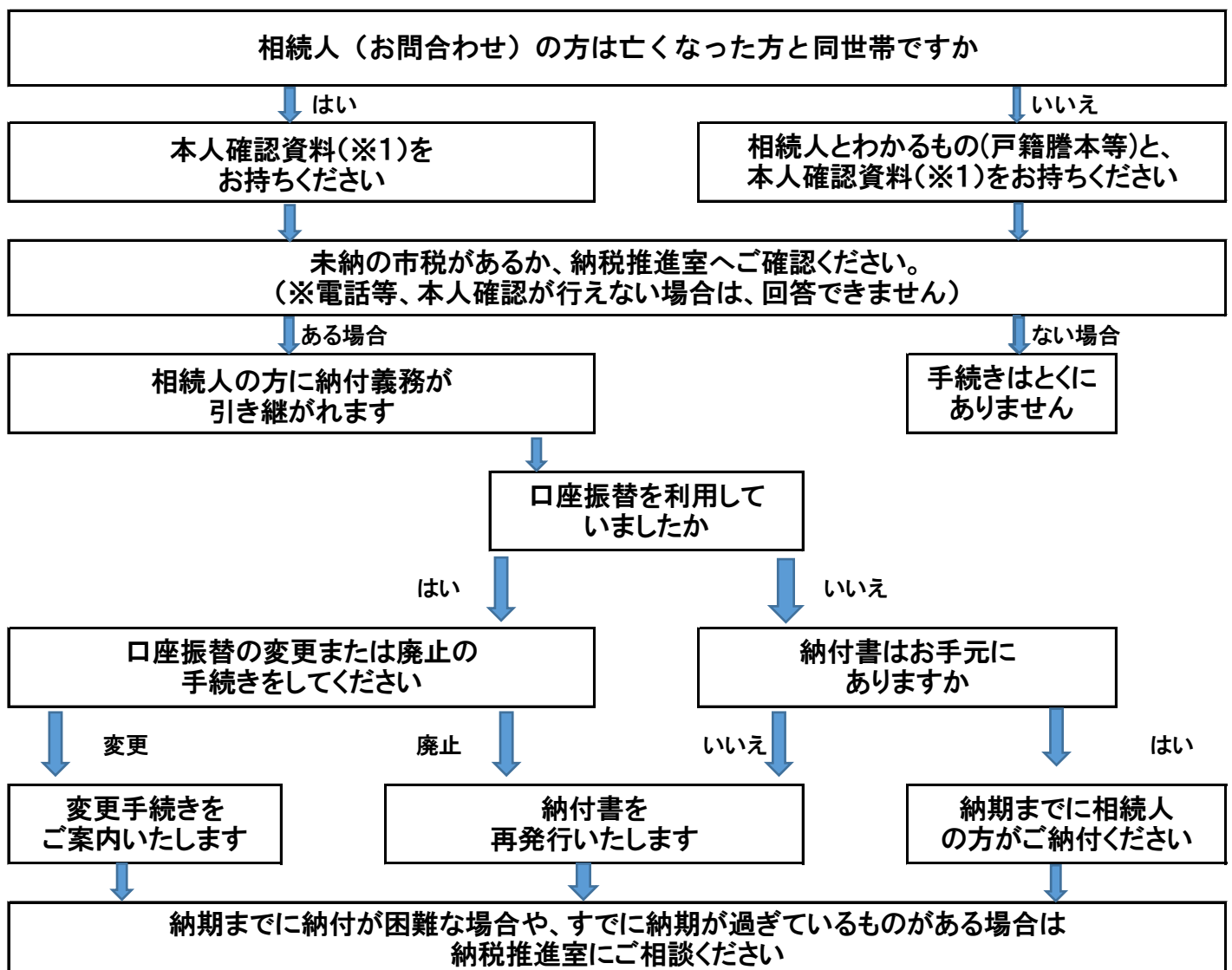
税金（原動機付自転車）					
チェック欄		主な手続きの種類	内容	必要なものなど	期間
要	済				
		原動機付自転車の名義変更・廃車等の手続き	<p>お亡くなりになられた方が原動機付自転車を所有されていた場合には、名義変更や廃車などの手続きがあります。</p> <p>なお、市外にお住まいの方を新しい所有者とされる場合には、新しい所有者の方がお住まいの自治体での手続きも必要です。</p>	<p>〈廃車の場合〉</p> <p>ナンバープレート 標識交付証明書 届出人の本人確認資料 亡くなられた方との関係がわかるもの</p> <p>〈名義変更の場合〉</p> <p>標識交付証明書 譲渡証明書 届出人の本人確認資料 亡くなられた方との関係がわかるもの ナンバープレート (ナンバープレートを変更する場合)</p>	なるべく速やかに

お問い合わせ先

048-433-7749（税務課諸税係）

税金（納付）					
チェック欄		主な手続きの種類	内容	必要なものなど	期間
要	済				
		未納市税の確認	お亡くなりになられた方の市税に未納がある場合、手続きが必要ですので、「未納市税のお問い合わせに関するフローチャート」を参照いただき担当までお問い合わせください。		速やかに

## 未納市税のお問合せに関するフローチャート



（※1）本人確認資料＝マイナンバーカード、運転免許証、保険証、パスポートなど

区画整理					
チェック欄		主な手続きの種類	内容	必要なものなど	期間
要	済				
		所有権移転の届出	錦町土地区画整理事業地内に土地を所有されている方がお亡くなりになられた場合、手続きが必要です。詳しくは担当までお問い合わせください。		相続後 速やかに ※1
		借地権などの権利変動の届出	錦町土地区画整理事業地内において、借地権などの権利を申告されている方がお亡くなりになられた場合、手続きが必要です。詳しくは担当までお問い合わせください。		相続後 速やかに

※1 相続に伴い土地の売却や分筆などを検討される場合、土地利用（建築行為等）に制限がかかり、別途手続きが必要となることもあるので、相続人確定前に必ずご相談ください。

お問い合わせ先 048-433-7720（区画整理課）

水道					
チェック欄		主な手続きの種類	内容	必要なものなど	期間
要	済				
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・水道の使用中止</li> <li>・水道使用者（給水契約者）や所有者の名義変更</li> </ul>	水道を使用していた方（給水契約をしていた方）や給水装置の所有者がお亡くなりになられた場合は手続きが必要です。詳しくは担当までお問い合わせください。		速やかに

お問い合わせ先 048-432-5329（水道部業務課：蕨市中央2-10-6）

文化財					
チェック欄		主な手続きの種類	内容	必要なものなど	期間
要	済				
		指定文化財の所有者 (保持者) 変更	<p>お亡くなりになられた方が指定文化財の所有者（保持者）であった場合、所有者（保持者）を変更する又は保持者死亡の手続き。</p> <p>各種指定の様式による手続きが必要となるため、担当までご連絡ください。</p>		速やかに

お問い合わせ先

048-432-2477（歴史民俗資料館：蕨市中央5-17-22）

# 蕨市役所庁舎案内図



【市役所】	蕨市中央5-14-15	1階	市民課
		2階	医療保険課 税務課・納税課 子ども未来課・福祉総務課 健康長寿課
		3階	教育総務課・区画整理課
【保健センター】	蕨市北町2-12-15	上記地図には載っていません	
【水道部業務課】	蕨市中央2-10-6	上記地図には載っていません	
【歴史民俗資料館】	蕨市中央5-17-22		